別紙１　機能要件一覧

| 項番 | 大項目 | 要件 |
|---|---|---|
| 1 | 機能全般 | 入力はタッチパネルに対応していること。 |
| 2 | | 申請書等の「日付」については、申請日の日付を自動的に反映させること。 |
| 3 | | 画面配色、ボタン配色、文字サイズ、文字色等、画面上に表示されるパーツについて、利用者にわかりやすいようにサイズの調整、色の変更、文言の変更が運用開始後に可能であること。 |
| 4 | | 操作画面上にイラスト等の画像データを挿入できること。 |
| 5 | | 暗証番号の入力は、タッチパネルまたはテンキーボードのいずれかで入力できること。 |
| 6 | | 利用者の途中離脱の軽減のため、ナビゲーション機能として入力操作の進捗度合を%で示されること（進み具合をイメージで伝えられること）。 |
| 7 | | 氏名の入力では自動入力するなど、入力作業を省力化する機能を有すること（漢字入力を行うことで入力した氏名（カナ）が自動的に入力されること）。 |
| 8 | | 住所の入力では自動入力するなど、入力作業を省力化する機能を有すること（郵便番号の入力により該当の住所が反映されること）。 |
| 9 | | 利用するカードの券面に記載された「氏名」「生年月日」「住所」を読み取り、各種申請書の任意の欄に反映できること。 |
| 10 | | 利用するカードのIC チップに記録された「氏名」「生年月日」「住所」を読み取り、各種申請書の任意の欄に反映できること。 |
| 11 | | 利用するカードから読み取った情報に対し、任意の修正が可能であること（読取りで誤字が表示された場合への対応）。 |
| 12 | | システム稼働後に申請書・届出書等の帳票を増やせること。 |
| 13 | | 一度の個人情報の読み取り・入力により複数の申請書が作成できること（連続して異なる申請書を作成する場合に、毎回のカード読み取り・入力を省略できること）。 |
| 14 | | 出力される帳票は本村で使用している各申請書・届出書の様式に合致できること。 |
| 15 | | １つの帳票で複数の申請書・届出書を兼ねている様式に対応できること（例：本村では住民票の写しの発行と印鑑証明書の発行は同じ様式で受付けている）。 |

| | | |
|---|---|---|
| 16 | | 入力項目について、必須項目と任意項目を分け、任意項目については記載なし（空白）での申請書作成が可能であること。 |
| 17 | | QRコードや登録番号などにより、事前（来庁前）に作成した申請情報を複数回（同日や後日に再度）利用できること。 |
| 18 | QRコード受付 | 住民がスマートフォンやPCなどの情報機器を用いて、専用のインターネットブラウザやLINEアプリからアクセスし、入力した手続きに必要となる申請情報を二次元コード化するシステム(事前申請システム)と連携し、二次元コード化された手続き内容や申請者情報を読み取り、反映させる機能を搭載すること。 |
| 19 | | 複数のQRコードを連続して読めること（例：同じ人が複数の異なる申請情報を作成していた場合に、申請書が出力されるまでの一連の操作の繰り返しを省略できる）。 |
| 20 | | QRコードリーダーは、USB接続機器(キーボード入力方式）で対応可能なこと |
| 21 | | QRコードリーダーは、RS232C接続（COMポート接続）で対応可能なこと |
| 22 | マイナンバーカード受付 | マイナンバーカード表面の券面情報を読めること |
| 23 | | 券面事項入力補助の暗証番号を入力することで、ICチップの４情報を取得できること |
| 24 | | 暗証番号を失念した方に向けて、暗証番号以外の情報を活用して本人確認を行う機能を有すること（例：券面情報（有効期限＋生年月日＋セキュリティコード等）を活用し、ICチップの４情報を取得するなど）。 |
| 25 | | 顔認証機能で、本人確認を行いICチップの４情報を取得できること。 |
| 26 | 運転免許証受付 | 運転免許証の暗証番号を入力することで、住所･氏名･生年月日の情報を取得できること。 |
| 27 | | 顔認証機能で、住所･氏名･生年月日を取得できること。 |
| 28 | | 運転免許証の裏面を読み込み、住所情報を取得できること（転入者･転居者へ対応できること）。 |
| 29 | 在留カード受付 | 在留カードから、暗証番号を入力する事で、住所･氏名･生年月日の情報を取得できること |
| 30 | | 顔認証で、４情報を取得できること |
| 31 | セキュリティ全般 | セキュリティ対策として住民の操作が一定時間ない場合、入力中の情報が消去される仕組みとすること。 |
| 32 | | 一連の申請書作成が終了した際は、個人情報が端末に残らないこと（ただし、他システムとの連携に係るデータはこれに含まない）。また、個人情報が端末に表示されないこと。 |
| 33 | | 利用するマイナンバーカード、運転免許証、在留カードを取り忘れることがないような仕組みであること。 |
| 34 | 印刷機能 | 印刷帳票はMicrosoft Excel、Microsoft Wordで作成可能なこと |

| | | |
|---|---|---|
| 35 | | 印刷方式は帳票ごとに個別に設定（自動印刷やプレビュー出力など）できること |
| 36 | 他システムとの連携 | 他システムとの連携用に、申請書の印刷と同時にCSVファイル等の村が指定する形式でデータが生成されること。 |
| 37 | | QRコードの内容や、マイナンバーカードから読み取った情報をCSV等、村が指定する形式により出力できること |
| 38 | | CSV等の村指定する形式の出力データについて、出力項目や順番は自由に設定できること |